

議案第22号 交野市介護保険条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

所得税法の改正により給与所得控除の最低保障額が引き上げられた（55万円⇒65万円）。

これにより以下の2点について介護保険法施行令が改正された。

①改正前の給与所得控除を適用し保険料算定を行う（特例措置）。

②前年度住民税非課税の者で、かつ給与所得控除の引き上げ範囲内（10万円）の就労収入の増加（就労調整）により保険料段階に変動が生じる者については、前年度の保険料段階として算定する（特例減免）。

今般、こうした介護保険法施行令の改正により、②に該当する者に対して救済を図るため、当該減免に係る申請を不要とする改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

②の特例減免を適用させるため、附則に令和8年度分の保険料の減免に関する特例規定を加える。

【特例規定の内容】

条例第13条第2項において、減免の適用を受けようとする者は、申請書とその理由を証明する書類を添付して提出しなければならないと規定されているが、同条第1項第5号の減免事由に該当することが明らかであり、かつ、保険料を減免する必要があると市長が認める場合は、令和8年度分の保険料の減免に限り、当該申請を要しないものとする旨規定するもの。

3. 施行期日

令和8年4月1日（なお、この特例は令和8年度分の保険料の減免にのみ適用させる）

4. 関連Webサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

【厚生労働省関連ページ】

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年3月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第22号 交野市介護保険条例の一部を改正する条例について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）</p>			
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>				
<p>本市が行う介護保険について、法令に定めがあるもののほか、条例において定めたもの。</p>		<p>他自治体も同様に改正を予定している。</p>				
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>				
<p>介護保険法施行令の一部改正に伴う特例減免を行う上で、本来、減免を行う際には条例規定上、申請を要するものとなっているが、今回の特例減免については、給与所得控除の見直しの趣旨を鑑みたときに、その対象者には申請を要することなく適用させることが必要と考えられるために条例を改正する。</p>						
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>				
<p>令和6年12月20日 令和7年度税制改正大綱 公表 令和7年12月1日 改正所得税法の施行（令和7年度税制改正によるもの） 令和7年12月17日 介護保険法施行令の一部を改正する政令 公表 令和8年1月23日 同政令公布、施行</p>		<p>まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策</p>	<p>目 標 分野・方針 施 策</p>	<p>2 みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち</p>	<p>6 高齢者福祉</p>	<p>1 介護保険制度の適正な運営</p>
<p>〈市民参加の状況〉</p>		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>				
<p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>計画名称</p>	<p>交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p>			
		<p>策定年度</p>	<p>令和6年4月1日</p>			
		<p>計画期間</p>	<p>3年</p>			
		<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>令和8年4月1日</p>		
		<p>担当部局</p>	<p>担当課</p>	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>		
		<p>福祉部</p>	<p>高齢介護課</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （新旧対照表等）</p>		

交野市介護保険条例（平成12年条例第25号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p><u>（令和8年度分の保険料の減免に関する特例）</u></p> <p><u>第9条 令和8年度分の保険料の減免に限り、第13条第1項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、同項第5号に該当することが明らかであり、かつ、保険料を減免する必要があると市長が認める場合は、同条第2項の規定による申請を要しないものとする。</u></p>	<p>附 則</p>